

## 所定疾患施設療養費( I )の算定状況について

厚生労働省が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

1、対象となる利用者に状態は次の通りです。

- 肺炎
- 尿路感染症
- 带状疱疹
- 蜂窩織炎

2、上記で治療が必要となった利用者に対し、治療管理として投薬・注射・処置等が行われる場合に算定する。(肺炎及び尿路感染症については検査も実施)  
また、1回に連続する7日を限度とし、月に1回限り算定する。

3、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載する。

4、算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

令和4年度の算定状況

診断名/年月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	人数	0	6	3	6	5	6	12	3	5	4	7	2	59
	日数	0	38	20	42	35	42	76	12	32	28	49	12	386
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

介護老人保健施設 すずの音 施設長